

(一社) 仮設工業会からの要望

平成 25 年 10 月 4 日

(一社) 仮設工業会（以下「仮設工業会」という。）は、基本的には仮設機材のメーカーの集まりである。メーカーが製造する各種の仮設機材に対して、その構造・強度等が、厚生労働省の構造規格あるいは仮設工業会が自主的に定めた認定基準に合致しているか否かを、工場の品質管理及び試験所の試験結果等に基づいて、認定・承認等を行っている。

また、仮設工業会の会員には、仮設機材のメーカー（108 社）ばかりではなく、そのリース・レンタルを行う企業（194 社）や、機材センターを有するゼネコンなど（49 社）も会員として数多く入会している。

したがって、仮設工業会の会員には色々な立場の者がおり、個々の事案に対しては様々な意見があることを、まずは御了解頂きたい。その上で仮設工業会からは、意見表明というよりは要望事項という形で、4 つに整理された論点とは多少視点が違っているが、以下の 3 点についてお願いをさせて頂きたい。

1) 新しい仮設機材の開発や普及を阻害する様なことの無い様に願いたいこと

仮設機材のメーカーの団体として、様々な工事現場の多種多様な作業に適切に合致する安全で使いやすい仮設機材を製造・提供してゆくことは、仮設工業会の使命・役割であると承知している。したがって、本会会員はこれまでも、それらの開発・改良・工夫に努めてきたところである。今後も、それらの活動を継続する所存であり、新しい各種の仮設機材（手すり先行足場だけではなく、例えば、移動昇降式足場等の新たな足場など）の開発や改良、その普及を阻害する様なことが無いようにお願いしたい。

2) くさび緊結式足場について今後検討頂きたいこと

くさび緊結式足場については、現在広く普及しているところであるが、安衛則上では明確な定義がなされておらず、したがって、現状では単管足場と同等な扱いを余儀なくされている。例えば、下記に例として挙げた安衛則の条項等は、最近のくさび緊結式足場の製品としての特性や長所を活かしきれない制約となっている点があるなど、今後、安衛則の改正が予定される場合には、併せて検討頂きたい。

一例 1：安衛則第 570 条 第 1 項第 5 号に定めのある「壁つなぎ又は控えの間隔」について

現行規則では、単管足場の垂直方向の壁つなぎ間隔として 5m 以下と定められている。この数値は、層高 1.65m × 3 層から制定されたものと理解している。しかし、最近開発されたくさび緊結式足場の中には 3 層分の高さが 5.7m（層高 1.9m × 3 層）のものなどもあり、現状には即していないと考えられる。当該条項の間隔の値に関して再検討が必要と思われる。

一例 2：安衛則第 571 条第 1 項第 3 号：「建地の高さが 31m を超える部分は鋼管を 2 本組」とする定めについて

くさび緊結式足場の中には十分な支持力を有するものがあり、建地の高さが 31m

を超える場合であっても 2 本組の作業を必要としない場合があり、不必要な作業を省くことにより、災害防止に繋がる可能性がある。したがって、くさび緊結式足場については、例えば、当該条項の高さ制限を外し、枠組足場と同様にその強度等に基づく扱いとするなどの再検討が必要と思われる。

3) 仮に規則改正等が行われる場合には公布から施行まで十分な期間を設けて頂きたいこと

今回の検討会に限った事ではないが、もし規則改正等がなされとした場合には、公布から施行まで十分な期間を設けて頂きたい。前回の改正（平成 21 年）の場合は、公布から施行までは 3 ヶ月と短期間であったため、仮設機材の各メーカーにとっては十分な準備・対応が出来たとは言い難い経緯があった。規則の改正内容等により、必要となる機材の仕様変更や製造準備に必要な期間については一概に言えないが、前回の改正時の場合は、少なくとも 1 年程度の期間を頂きたかった。